

先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置の手引き

(旧名称 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税特例措置)

<第 1 版>

【生産性向上特別措置法に基づく固定資産税特例措置の手引きからの変更点】

✓ 固定資産税特例措置の名称及び根拠法令が改正されましたが、特例措置の内容に変更はありません（軽減計算書確認の事務手続に変更はありません。）。

- この手引きは、中小企業等経営強化法の「先端設備等導入計画」に基づき、中小事業者等がファイナンス・リース取引により設備を導入した場合に適用が受けられる「固定資産税特例措置」に関する概要及び手続き、参考資料を掲載しています。
- 中小事業者等がファイナンス・リース取引で一定の機械及び装置、器具及び備品等を導入した場合は、リース会社が固定資産税の特例措置（固定資産税の軽減）を受け、固定資産税の軽減分をリース料から差し引くことにより、中小事業者等に対して固定資産税軽減分を還元します。
- この特例措置を受けるためには、リース会社が発行する「固定資産税軽減計算書」（当協会が確認済みのもの）が必要となります。
- 本手引きは、2021 年 7 月 12 日現在の法令等に基づき作成しています。法令の改正等により、追加・修正等する場合がありますので、最新版の手引きを確認してください。
- 本手引きの著作権は当協会に帰属します。無断利用・無断転載・当協会ホームページに掲載した本資料の無断リンクを禁止します。

<先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置のポイント>

- ◆適用期限：2023 年 3 月 31 日まで
- ◆対象企業：中小事業者等（資本金 1 億円超の大規模法人の子会社等を除く。）
 - ①常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人
 - ②資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人
 - ③資本若しくは出資を有しない法人は、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人
- ◆対象設備：市町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づきファイナンス・リース取引または取得により導入した一定の機械及び装置、器具及び備品、測定工具及び検査工具、建物附属設備、事業用家屋、構築物
- ◆措置内容：新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分に限り、対象設備に係る固定資産税の課税標準を最大ゼロとする。
※ファイナンス・リース取引で導入した設備は、リース会社が固定資産税の特例措置を受け、固定資産税軽減分をユーザーに提示するリース料に反映し、リース会社が軽減された固定資産税を申告・納付する。
- ◆留意事項：①対象企業は、設備を導入する前に、「導入促進基本計画」を策定している市町村の認定を受ける。対象設備は認定を受けた市町村に設置する。
②市町村が「導入促進基本計画」で対象設備・対象事業等を限定する場合があります。
③措置内容は「ゼロから 1/2」の範囲内で市町村が条例で定める。

2021 年 7 月 12 日
公益社団法人リース事業協会

＜目次＞

先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置の概要	1 頁
先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置の手続き	4 頁
先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置のQ & A (2021 年 7 月 12 日現在)	12 頁
先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置の調査要領	20 頁
様式第 1 固定資産税軽減計算書	24 頁
様式第 2-1 事前届出書（会員会社用）	25 頁
様式第 2-2 変更届出書（会員会社用）	26 頁
様式第 3-1 軽減計算書の調査及び確認申請書（会員会社用）	27 頁
様式第 3-2 軽減計算書の調査及び確認申請書（非会員会社用）	28 頁
様式第 4 軽減計算書の調査及び確認記録簿（公益社団法人リース事業協会）	31 頁
固定資産税計算シート、固定資産税計算シート（複数物件用）	32 頁

注 1) 様式第 1「固定資産税軽減計算書」、様式第 3-1「軽減計算書の調査及び確認申請書（会員会社用）」、様式第 3-2「軽減計算書の調査及び確認申請書（非会員会社用）」は、当分の間、改正前の様式を使用いただいても差し支えありません。

なお、様式第 2-1「事前届出書」を提出済の会員会社は改めて提出いただく必要はありません。

注 2) 先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置の詳細な情報は、中小企業庁のホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>）に掲載されています。

本手引きの内容に関するお問い合わせ先

公益社団法人リース事業協会
軽減計算書調査担当

電話番号：03－3595－1501

先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置の概要

1. 目的

- 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律により、生産性向上特別措置法が廃止され、先端設備等導入制度が中小企業等経営強化法に移管されました（2021 年 6 月 16 日施行）。
- 同制度に関連する措置の一つとして、中小企業・小規模事業者の設備を生産性の高い設備に更新することを促進するために、固定資産税の特例措置（以下、「特例措置」といいます。）が講じられています（地方税法附則第 64 条）。
- 対象設備、適用期限、措置内容は、生産性向上特別措置法廃止前の固定資産税特例措置から変更されていません。

2. 固定資産税特例措置

(1) 要旨

- 市町村※1 から「先端設備等導入計画」※2 の認定を受けた中小事業者等が生産性を高めるための設備を取得した場合に、特例措置を受けることができます。
- 特例措置の内容は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分限り、対象設備に係る固定資産税の課税標準を「ゼロから 1/2 の範囲」で市町村が条例で定める割合※3 となります。
- 中小事業者等がファイナンス・リース取引※4 で対象設備を導入した場合は、リース会社が特例措置（固定資産税の軽減）を受け、固定資産税の軽減分をリース料から差し引くことにより、中小事業者等に対して固定資産税軽減分を還元します。

【ファイナンス・リース取引で設備を導入する場合の手続きは 4 頁～11 頁に掲載しています。】

※1 東京都の特別区を含みます（以下、同じ。）。市町村は、国の「中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針」に従い、「導入促進基本計画」を作成して、国の同意を得ます。

※2 市町村の「導入促進基本計画」に沿って、①計画期間（3～5 年間）、②労働生産性（基準年度比で年平均 3%以上向上）、③先端設備等の種類等を記載します。

※3 中小企業庁の調査（2021 年 3 月末現在）によれば、全国 1,741 自治体のうち 1,654 自治体が「ゼロ」としています。

※4 法人税法第 64 条の 2 第 3 項に規定するリース取引です。わが国において行われているリース取引の多くが当てはまります。

リース取引とは、資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他の政令で定めるものを除く。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

- 一 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。
- 二 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

*所有権移転外ファイナンス・リース取引と所有権移転ファイナンス・リース取引（リース会社が固定資産税を申告・納付する場合）に適用があります。

(2) 適用期限

- 2023 年 3 月 31 日までとなります。
- ファイナンス・リース取引で設備を導入した場合は、ユーザーがリース会社に発行する「物件借受証の発行日」により適用期間を判断します。
- 固定資産税の賦課期日は毎年 1 月 1 日となりますので、以下の例のように、特例措置が適用されます。

(例 1) 2021 年 7 月 1 日に市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づきファイナンス・リース取引で対象設備を導入

導入時期	初年度分 2022 年度分の 固定資産税	2 年度分 2023 年度分の 固定資産税	3 年度分 2024 年度分の 固定資産税
認定 ▼ 2021 年 7 月 1 日 借受証発行	▼ 特例措置適用 2022 年 1 月 1 日 賦課期日	▼ 特例措置適用 2023 年 1 月 1 日 賦課期日	▼ 特例措置適用 2024 年 1 月 1 日 賦課期日

(例 2) 2023 年 3 月 31 日に市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づきファイナンス・リース取引で対象設備を導入

導入時期	初年度分 2024 年度分の 固定資産税	2 年度分 2025 年度分の 固定資産税	3 年度分 2026 年度分の 固定資産税
認定 ▼ 2023 年 3 月 31 日 借受証発行	▼ 特例措置適用 2024 年 1 月 1 日 賦課期日	▼ 特例措置適用 2025 年 1 月 1 日 賦課期日	▼ 特例措置適用 2026 年 1 月 1 日 賦課期日

(3) 対象企業

- 特例措置は、市町村から先端設備等導入計画の認定を受けた事業者のうち、租税特別措置法の「第 10 条第 8 項第 6 号に規定する中小企業者」または「第 42 条の 4 第 8 項第 7 号に規定する中小企業者」（これらの中小企業者を「中小事業者等」といいます。）に適用されます。
 - ①常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人
 - ②資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人
(資本金 1 億円超の大規模法人の子会社等を除く。資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等を除く。)
 - ③資本若しくは出資を有しない法人は、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人
- 市町村の「導入促進基本計画」によって、特例措置を利用できる中小事業者等の地域・業種・事業が制限される場合があるので、留意する必要があります。
- ファイナンス・リース取引で対象設備を導入する場合は、ユーザーが上記の中小事業者等に該当する必要があります。

(4) 対象設備

- 対象設備は、直接商品の生産若しくは販売または役務の提供の用に供するものであって、下表のとおりとなります。
- 市町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」に記載した設備について、特例措置を受けることができます。
- 市町村の「導入促進基本計画」によって、特例措置を利用できる対象設備が制限される場合があるので、留意する必要があります。

種類	販売開始時期	金額要件 (1台・1基当たり)	生産性向上要件 (共通)
①機械・装置	10年以内	160万円以上	生産効率等の生産性向上の指標が年平均1%以上向上しているもの
②測定工具・検査工具	5年以内	30万円以上	
③器具・備品	6年以内	30万円以上	
④建物附属設備	14年以内	60万円以上	
⑤構築物	14年以内	120万円以上	
⑥事業用家屋*	—	120万円以上	

*⑥の設備は、①～⑤の設備を導入する場合であって、①～⑤の取得価額の合計額が300万円以上となる場合に特例措置の適用を受けることができます。

(5) 措置内容

- 「新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分」に限り、対象設備に係る固定資産税の課税標準を「ゼロから1/2の範囲」で市町村が条例で定める割合となります。

【ファイナンス・リース取引で対象設備を導入した場合の例示】

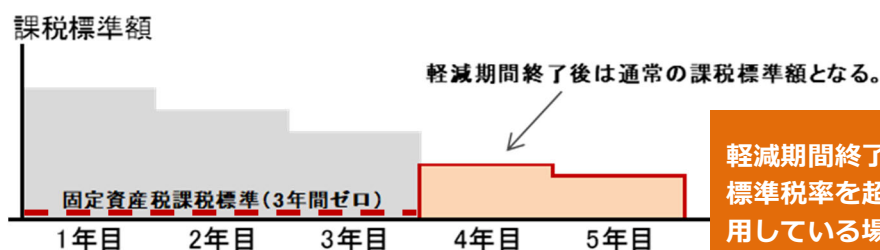
例：機械及び装置 物件金額：10,000,000円 法定耐用年数：8年 リース期間：5年
固定資産税率：課税標準額×1.4%（標準税率）3年度分課税標準ゼロ

リース期間中の軽減前固定資産税額 373,400円

リース期間中の軽減後固定資産税額 90,300円（283,100円軽減）

固定資産税軽減前のリース料総額 12,000,000円（月額リース料 200,000円）

固定資産税軽減後のリース料総額 11,716,920円（月額リース料 195,282円）



課税標準額は賦課期日（毎年1月1日）における価格となる。

本特例措置の対象設備は、3年度分の課税標準額がゼロとなる。

軽減期間終了後、市町村が標準税率を超える税率を採用している場合は、上記計算にかかわらず、当該市町村の税率により固定資産税を納税する。

3. ファイナンス・リース取引で対象設備を導入した場合の手続き（概要）

- リース会社は、中小事業者等に対して、リース料から固定資産税の軽減分を差し引いたことを示す「固定資産税軽減計算書」を交付します。
- 中小事業者等は、市町村に認定申請書を提出する際に、リース会社から交付された「固定資産税軽減計算書」の写しを添付します。
- 「固定資産税軽減計算書」は、リース会社が中小事業者等に交付する前に、当協会がリース会社から提出を受けて、固定資産税の軽減分がリース料の計算に反映されているか調査し、その結果をリース会社に対して通知します。
- リース会社が固定資産税の特例措置を受ける場合は、対象設備の設置場所の市町村の固定資産税率にかかわらず、便宜的に、標準税率 1.4%（地方税法第 350 条）に基づきリース料（固定資産税軽減前・軽減後）を算出し、ユーザーに対して、リース料見積書（またはリース契約書）及び固定資産税軽減計算書を交付します。
- リース会社は、対象設備の設置場所の市町村に対して固定資産税を申告します。市町村は、リース会社の申告に基づき課税標準額及び固定資産税額（当該市町村の税率により算出）を決定し、リース会社はその決定に基づき、固定資産税を納付します（課税標準が3年度分ゼロとなる場合は4年度分以降）。

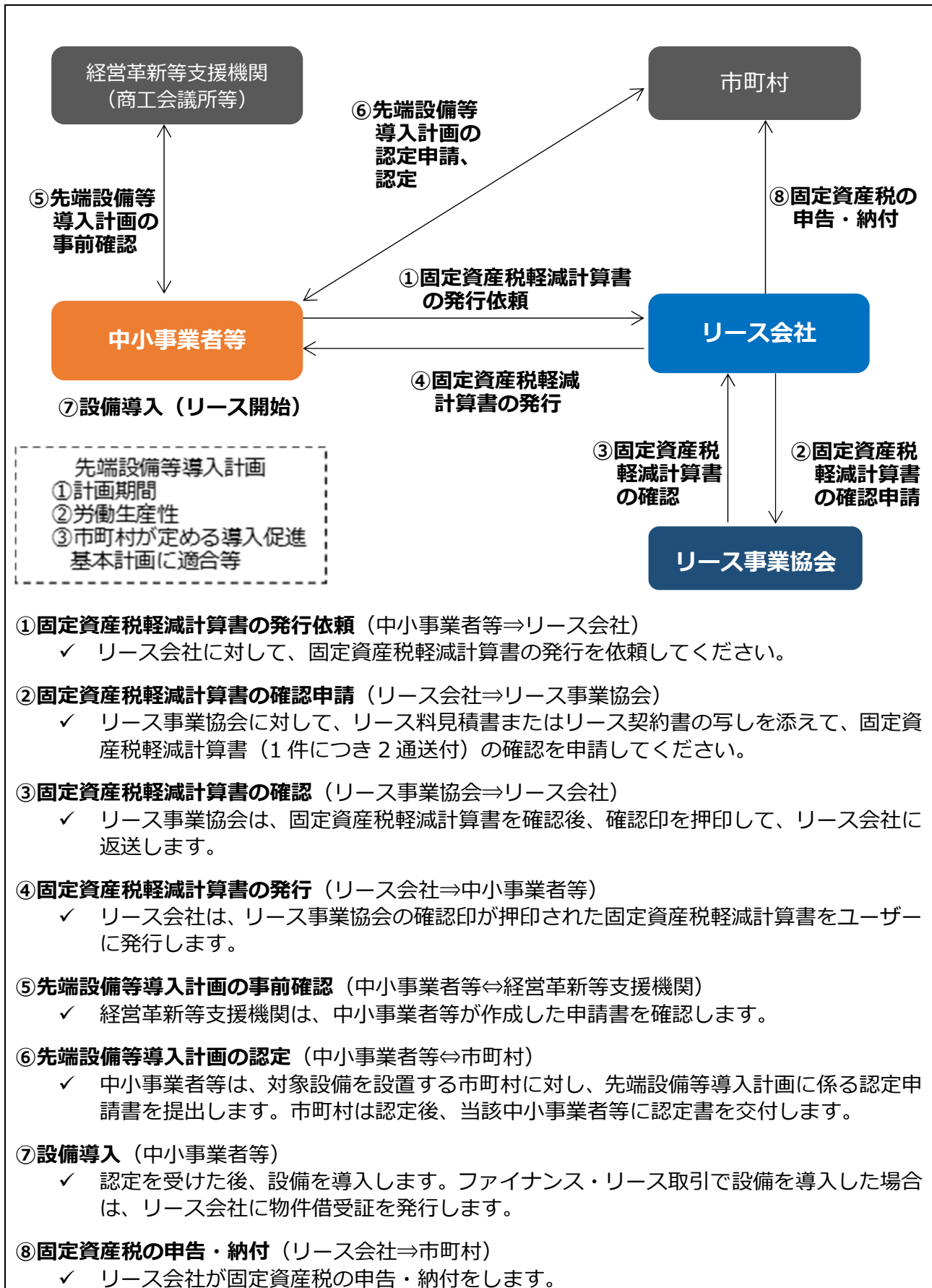
【必要書類】

書類名	中小事業者等 (リースユーザー)	リース会社
申請書	○ ✓ 中小事業者等が作成 し、経営革新等支援機関の事前確認を受けた後、市町村に提出します。	写し ✓ 申請書の写し（コピー）を固定資産税の申告時に添付します。
認定書	○ ✓ 認定後、市町村から交付されます。写し（コピー）をリース会社に渡してください。	写し ✓ 認定書の写し（コピー）を固定資産税の申告時に添付します。
リース料見積書 またはリース契約書	○ ✓ リース会社から交付を受けます。写し（コピー）を申請書に添付します。	○ ✓ リース会社が作成 し、中小事業者等に対して交付します。
固定資産税軽減 計算書	○ ✓ リース会社から交付を受けます。写し（コピー）を申請書に添付します。	○ ✓ リース会社が作成 し、リース事業協会の確認を受けた後、中小事業者等に対して交付します。
メーカー団体の 証明書	○ ✓ 中小事業者等がメーカーに申請 をします。証明書は、原則、リース会社へ送付されます。リース会社から証明書の原本を受領し、写し（コピー）を申請書に添付します。	写し ✓ メーカー団体の証明書はユーザーに渡し、その写し（コピー）を固定資産税の申告時に添付します。

* 1 上記以外の書類として、中小事業者等は、市町村に対し、誓約書を提出します。

* 2 事業用家屋又は構築物をファイナンス・リースの対象設備とする場合は予め当協会に問い合わせをしてください。

【仕組み図】



以上

ファイナンス・リースにより対象設備を導入した場合の手続き（詳細）

＜事前準備＞

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
■ 先端設備等導入計画の認定申請の準備をしてください。 ■ 対象設備を設置する市町村の「導入促進基本計画」の内容（計画の作成状況、地域・業種・対象設備の制限の有無等）を確認してください。	■ リース事業協会の会員会社は、「様式第 2-1 事前届出書（会員会社用）」（先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置の調査要領（以下、「調査要領」という。）をあらかじめリース事業協会に届け出ます。 ■ <u>すでに「旧生産性向上特別措置法に基づく固定資産税特例措置」又は「旧中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置」の調査要領に基づく「様式第 2-1 事前届出書（会員会社用）」を提出している会員会社は、あらためて届け出をする必要はありません。</u> 〈届出書の送付先〉 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 公益社団法人リース事業協会 届出書受付担当宛
■ 対象設備のメーカー（サプライヤー）に対して、「工業会証明書」の発行を申請してください。「工業会証明書」の送付先は、原則として、リース料の見積りを依頼した取引リース会社を指定してください。	■ 対象設備のメーカー（サプライヤー）から、リース会社宛に「工業会証明書」が届きます。 ■ 「工業会証明書」の原本は、中小事業者等に渡します。 ■ リース会社においても、「⑧固定資産税の申告・納付」の手続きの際に、「工業会証明書」の写しが必要となりますので、「工業会証明書」を複写して保管してください。

※「工業会証明書」の入手が認定申請時に間に合わない場合は、認定を受けた後、事後的に市町村に提出することができます。

①固定資産税軽減計算書の発行依頼（中小事業者等⇒リース会社）

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
■取引リース会社に対して、「リース料の見積り」と「固定資産税軽減計算書の発行」を依頼します。「先端設備等導入計画に関する固定資産税の特例措置の適用を希望する。」旨をお知らせください。	■取引中小事業者等の依頼により、「リース料見積書」、「様式第 1 固定資産税軽減計算書」（調査要領）を<u>2 通</u>作成します。 ■これらの書類を作成した後、リース事業協会に送付します。

②固定資産税軽減計算書の確認申請（リース会社⇒リース事業協会）

③固定資産税軽減計算書の確認（リース事業協会⇒リース会社）

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
	■リース会社は、リース事業協会に対して、固定資産税軽減計算書の確認を申請します。 ■リース事業協会が確認後、リース会社に固定資産税軽減計算書を返送します。 〈確認申請書の送付先〉 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル 公益社団法人リース事業協会 軽減計算書確認担当宛 *「配達記録郵便」等の記録が残る方法で送付してください。 〈必要書類〉 様式は調査要領 24 頁～30 頁に掲載しています。 【会員会社】 (1)様式第 3-1 軽減計算書の調査及び確認申請書 (2)様式第 1 固定資産税軽減計算書 * 1 件当たり 2 通（ユーザー用・リース会社用） (3)「リース料見積書」の写しまたは「リース契約書」の写し (4)（耐用年数が異なる複数物件が含まれる場合） 「固定資産税計算シート（複数物件用）」 * 法定耐用年数が同一の複数物件について、「固定資産税計算シート（複数物件用）」により、固定資産税軽減額を計算した場合は、その「固定資産税計算シート（複数物件用）」を添付くださいますようお願い申し上げます。 【非会員会社】 (1)様式第 3-2 軽減計算書の調査及び確認申請書 + 添付書類 (2)様式第 1 固定資産税軽減計算書 * 1 件当たり 2 通（ユーザー用・リース会社用） (3)「リース料見積書」の写し または「リース契約書」の写し (4)（耐用年数が異なる複数物件が含まれる場合） 「固定資産税計算シート（複数物件用）」 * 法定耐用年数が同一の複数物件について、「固定資産税計算シート（複数物件用）」により、固定資産税軽減額を計算した場合は、その「固定資産税計算シート（複数物件用）」を添付くださいますようお願い申し上げます。 注）1 回の申請で複数取引の「固定資産税軽減計算書」の調査及び確認の申請を行うことができます。この場合、書類の対応関係（上記の(2)(3)(4)）が分かるように書類を送付（取引ごとにクリアファイルに分けて書類を入れる等）してください。

<様式第 1 固定資産税軽減計算書の記載例：リース会社作成>

先端設備等
導入計画適用

注：1 件当たり 2 通作成 ユーザー用・リース会社用

様式第 1 固定資産税軽減計算書

固定資産税軽減計算書

年 月 日

(設備利用者) (株) ●●●
代表者

印

注) 「ユーザー名」・「代表者名」を必ず記名する。リース事業協会に確認申請をする際は押印は不要。

(リース会社) □□□リース (株)
代表者

印

注) 「リース会社名」・「代表者名」を記名、「代表者印」を押印する。

注) 課税標準を「零 (ゼロ)」としない市町村に、対象設備を設置する場合は、「1/2」等に修正する。

地方税法附則第 64 条の規定に基づき、リース契約期間中のうち当初 3 年度分の固定資産税の課税標準が零に軽減されますので、当該軽減分について、下記の通りリース料総額から控除し計算します。

記

注) 金額は消費税抜きで表示する。	固定資産税が軽減されたリース料総額	(参考) 固定資産税軽減前のリース料総額
リース料総額	11,590,300 円	11,873,400 円
うち物件金額	10,000,000 円	10,000,000 円
金利・保険料等	1,500,000 円	1,500,000 円
固定資産税	90,300 円	373,400 円

注) 「物件金額」はメーカー (サプライヤー) の見積書に記載された金額、「固定資産税」は、リース事業協会が作成する「固定資産税計算シート」(2021 年 7 月：32 頁～33 頁掲載) により算出した軽減前・軽減後の数値を記載する。固定資産税額は標準税率 (1.4%) を使用して計算するが、市町村によって税率が異なる場合、リース会社は、当該市町村の用いる税率によって納税する。

(備考)

残価設定、補助金等がある場合は、その旨を記載する。

導入設備の名称	〇〇設備 注) 原則として、「耐用年数表」の「設備の種類」を記載する。
法定耐用年数 (リース期間)	8 年 (5 年リース) 注) 必ず記入する。
取得予定年月	〇〇年〇月 注) 認定日前にリースを開始すると特例措置が適用できない。
設置市町村名	都・道・府・県 市町村 注) 必ず記入する。

* 1 本証明書はリース契約が終了するまで保存してください。

* 2 上記固定資産税の額は、以下の前提条件によって算出しています。

①物件価額はメーカーが発行した見積書に記載された金額を使用しています。

②固定資産税の額は、各自治体の税率にかかわらず、便宜的に地方税法第 350 条に定める標準税率 (1.4%) に基づき計算しています。

③固定資産税はリース期間中の総額を表します。

上記内容の確認印

確認後、リース事業
協会が押印

④固定資産税軽減計算書の発行（リース会社⇒中小事業者等）

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
■リース会社から受領した、「様式第 1 固定資産税軽減計算書」について、中小事業者等が、「代表者印」を押印し、1 通は中小事業者等用（⑥認定申請時に写しを添付します。）、1 通はリース会社にお渡しください。	■中小事業者等に対して、次の 3 点の書類を送付します。 (1)「リース料見積書」または「リース契約書」 (2)「様式第 1 固定資産税軽減計算書」2 通 注) 左記のとおり、中小事業者等の代表者印が押印されたものを受け取ってください。固定資産税の申告時に写しが必要となります。 (3)「工業会証明書」（原本） 注) 固定資産税の申告時に写しが必要となります。

⑤先端設備等導入計画の事前確認（中小事業者等⇔経営革新等支援機関）

⑥先端設備等導入計画の認定（中小事業者等⇔市町村）

⑦設備導入（中小事業者等）

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
■先端設備等導入計画の認定申請書は、市町村に提出する前に、経営革新等支援機関（商工会議所等）が確認をします。 ■事前確認後、設備を設置する市町村宛に認定申請書を提出します。 ■ファイナンス・リース取引で設備を導入する場合は、以下の書類を添付します。 (1)「リース料見積書」の写しまたは「リース契約書」の写し (2)「様式第 1 固定資産税軽減計算書（調査要領）」（写し） (3)「工業会証明書」（写し） ■市町村の認定を受けた後、「認定書」・「申請書」の写しをリース会社へ送付してください。 ■市町村の認定を受けた後、対象設備を導入（ファイナンス・リース取引の場合は借受証交付）します。	■中小事業者等から「認定書・申請書」の写しを受け取ります。 （⑧固定資産税の申告時に「認定書」・「申請書」の写しが必要となります。）

⑧固定資産税の申告・納付（リース会社⇒市町村）

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
	■リース物件の設置場所の市町村に対し、「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申請書（届出書）」に以下の書類を添えて、固定資産税の申告をします。 (1)「リース契約書」の写し (2)「様式第 1 固定資産税軽減計算書」の写し (3)「工業会証明書」の写し (4)「認定書」・「申請書」の写し ※上記の(1)～(4)の書類は、初年度の申告の際に添付し、2 年度以降の申告の際は、添付不要となります。

先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置のQ & A

<2021 年 7 月 12 日現在>

■先端設備等導入計画に関する固定資産税の特例措置に関する質問と回答を取りまとめました。回答については、関係省庁の確認等を得ています。追加・訂正する場合がありますのでご了承ください。

■旧生産性向上特別措置法に基づく固定資産税特例措置の Q&A（2020 年 6 月 30 日）の根拠法令の修正のみとなり、内容に変更ありません。

【対象企業】

No.	質問	回答
1	固定資産税の特例措置の適用を受けたリースユーザーが増資により大企業（資本金 1 億円超）となった場合、固定資産税の特例措置の適用関係を教えていただきたい。	■賦課期日（1 月 1 日）時点で、リースユーザーが大企業となっている場合、リース会社は、当該賦課期日に係る年度分以降において、固定資産税の特例措置の適用を受けることができません。 （例） ▼増資 2023 年度分以降の特例措置は適用できない 2022 年 1/1 2023 年 1/1
2	固定資産税の特例措置の適用を受けたリースユーザーが倒産した場合、固定資産税の特例措置の適用関係を教えていただきたい。	■市町村は、中小事業者等が先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができます（中小企業等経営強化法第 53 条第 2 項）。 ■賦課期日（1 月 1 日）時点で、リースユーザーが倒産により認定が取り消されている場合、リース会社は、当該賦課期日に係る年度分以降において、固定資産税の特例措置の適用を受けることができません。 （例） 認定 ▼取り消し 2023 年度分以降の特例措置は適用できない 2022 年 1/1 2023 年 1/1
3	農業協同組合は、固定資産税の特例措置が適用できるのか教えていただきたい。	■認定を受けることができるのは、中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項に規定する「中小企業者」です。農業協同組合は「中小企業者」の定義に含まれないことから先端設備等導入計画の認定を受けることができません。そのため、農業協同組合は特例措置の適用を受けることができません。

【適用期間】

No.	質問	回答
4	所有権移転外ファイナンス・リースで導入した設備の適用期間は、検収日（リース会社としての取得日）により判定してよいか。	■検収日（リース開始日）で判定します。
5	3 年度分とは、検収日から 12 月末日（翌年 1 月 1 日時点での課税標準を	■左記の認識のとおりです。

	ベースとした固定資産税)を初年度分、翌年1月1日から12月末日までを次年度分、翌々年1月1日から12月末日までが翌々年度分との認識でよい。 (例:2021年3月31日に検収した場合は、2022年度分から2024年度分までの固定資産税まで軽減される認識でよい。)	
6	リース契約とリース物件の検収をした後に、先端設備等導入計画の認定を受けた場合は特例措置を適用できるのか教えていただきたい。	■特例措置の適用を受けることができません。 ■旧中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置における特例(60日ルール)と異なりますので留意してください。

【対象取引】

No.	質問	回答
7	以下の取引について、固定資産税の特例措置の適用が受けられるか教えていただきたい。 ①所有権移転ファイナンス・リース取引 ②オペレーティング・リース取引 ③割賦販売取引	■以下のとおりとなります。 ①所有権移転ファイナンス・リース取引 ユーザーが固定資産税を申告・納付する場合は、ユーザーに特例措置が適用され、リース会社が固定資産税を申告・納付する場合は、リース会社に特例措置が適用されます。 ②オペレーティング・リース取引 ユーザーは適用できません。なお、中小事業者等であるリース会社が、市町村の認定を受け、自身の事業の用に供する設備を取得する場合は、当該リース会社に特例措置が適用されます。 ③割賦販売取引 買主に特例措置が適用されます。

【対象設備】

No.	質問	回答
8	複数の市町村に対象設備を設置する場合、それぞれの市町村に対して、先端設備等導入計画の認定申請をし、認定を受ける必要があるのか。	■中小事業者等は、すべての対象設備について、特例措置を受けようとする場合は、対象設備を設置するすべての市町村に対して、先端設備等導入計画の認定申請をし、認定を受ける必要があります。 ■なお、当該市町村において、導入促進基本計画が定められていない場合は、当該市町村に認定申請をすることができません。
9	取得価額要件について、所有権移転外ファイナンス・リースで導入した対象設備は、物件金額で判断するのか、リース料総額で判断するのか教えていただきたい。	■物件金額で判断します。
10	取得価額に、対象設備の設置工事費	■対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の

	等も取得価額に含めてよい。	購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。															
11	対象設備の種類、物件金額（増減額）に変更等が生じた場合の取扱いについて、以下のケースごとに教えていただきたい。 ①先端設備等導入計画の認定申請前 ②先端設備等導入計画の認定申請中 ③先端設備等導入計画の認定後	■旧中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の扱いを参考として、認定申請書を提出する（した）市町村と相談をしてください。 （参考）旧中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置 ①経営力向上計画の認定申請前 ・ユーザーが経済産業局等に提出する認定申請書に、設備の種類（名称・単価・数量・金額）を記載する必要がありますので、認定申請書に変更等が生じた後の設備の種類を記載してください。 ②経営力向上計画の認定申請中 ・軽微な変更（設備単価・金額の変更）の場合は修正不要です。別の種類の設備に代わる場合や、追加が発生した場合には申請先にご相談ください。 ③経営力向上計画の認定後 ・軽微な変更（設備単価・金額の変更）の場合は変更申請不要です。別の種類の設備に代わる場合や、追加が発生した場合には変更申請が必要です。															
12	対象設備について、補助金を受けている場合も、特例措置の適用を受けられるのか教えていただきたい。適用を受けられる場合に、取得価額はどのように判断するのか教えていただきたい。	■固定資産税特例措置と補助金制度は併用することができませんが、固定資産税は、補助金の額を減額しない「取得価額」に基づき課税標準額により算出されます。（国税と異なるのでご注意ください。） ■固定資産税特例措置の適用を受ける際の留意事項は以下のとおりとなります。 ①軽減計算書 ・以下を参考として作成してください。 設例： ①金利保険料等 1,500,000 円 ②補助金交付額 5,000,000 円 の場合 ①－②＝▲3,500,000 円を「金利保険料等」欄に表示する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>固定資産税が軽減されたリース料総額</th><th>（参考）固定資産税軽減前のリース料総額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リース料総額</td><td>6,585,900 円</td><td>6,671,900 円</td></tr> <tr> <td>うち物件金額</td><td>10,000,000 円</td><td>10,000,000 円</td></tr> <tr> <td>金利・保険料等</td><td>▲3,500,000 円</td><td>▲3,500,000 円</td></tr> <tr> <td>固定資産税</td><td>85,900 円</td><td>171,900 円</td></tr> </tbody> </table> *本リース取引は××補助金（注：補助金の制度名記載）の交付を受ける予定のため、固定資産税軽減計算書の作成上、当該補助金部分を金利・保険料等の金額で調整しています。 ↑ 軽減計算書に*部分の記載を追加してください。		固定資産税が軽減されたリース料総額	（参考）固定資産税軽減前のリース料総額	リース料総額	6,585,900 円	6,671,900 円	うち物件金額	10,000,000 円	10,000,000 円	金利・保険料等	▲3,500,000 円	▲3,500,000 円	固定資産税	85,900 円	171,900 円
	固定資産税が軽減されたリース料総額	（参考）固定資産税軽減前のリース料総額															
リース料総額	6,585,900 円	6,671,900 円															
うち物件金額	10,000,000 円	10,000,000 円															
金利・保険料等	▲3,500,000 円	▲3,500,000 円															
固定資産税	85,900 円	171,900 円															

		・「リース料見積書の写し」又は「リース契約書の写し」に記載された「月額リース料」×「リース期間（月数）」と軽減計算書に記載された「リース料総額」が一致し、固定資産税軽減額の算出等に誤りがなければ、上記の記載に関わらず、軽減計算書に確認印を押印します。 ②固定資産税の申告 ・リース会社は、補助金の額を減額しない額、すなわち「取得価額」により、固定資産を申告します。 （注）特約等が付されたファイナンス・リース取引に該当する取引（購入選択権付リース等）に係る軽減計算書についても、上記を参考として作成してください。															
13	対象設備にソフトウェアが含まれている場合、ソフトウェア費用の取扱いを教えてください。また、軽減計算書を提出する上での注意点や追加書類等は必要となるか教えてください。	■ソフトウェアは、固定資産税の課税客体ではありませんので、一つのリース契約に「機械・装置（対象設備）」と「ソフトウェア」が含まれている場合は、以下を参考として軽減計算書を作成してください。 設例： ①機械装置 10,000,000 円 ②ソフトウェア 10,000,000 円 の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>固定資産税が軽減されたリース料総額</th><th>（参考）固定資産税軽減前のリース料総額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リース料総額</td><td>23,085,900 円 (11,585,900 円)</td><td>23,171,900 円 (11,671,900 円)</td></tr> <tr> <td>うち物件金額</td><td>20,000,000 円 (10,000,000 円)</td><td>20,000,000 円 (10,000,000 円)</td></tr> <tr> <td>金利・保険料等</td><td>3,000,000 円 (1,500,000 円)</td><td>3,000,000 円 (1,500,000 円)</td></tr> <tr> <td>固定資産税</td><td>85,900 円 (85,900 円)</td><td>171,900 円 (171,900 円)</td></tr> </tbody> </table> *本リース取引にはソフトウェアが含まれており、（ ）内は固定資産税特例措置の対象となる機械及び装置に係る金額を表します。 ↑ 軽減計算書に*部分の記載を追加してください。		固定資産税が軽減されたリース料総額	（参考）固定資産税軽減前のリース料総額	リース料総額	23,085,900 円 (11,585,900 円)	23,171,900 円 (11,671,900 円)	うち物件金額	20,000,000 円 (10,000,000 円)	20,000,000 円 (10,000,000 円)	金利・保険料等	3,000,000 円 (1,500,000 円)	3,000,000 円 (1,500,000 円)	固定資産税	85,900 円 (85,900 円)	171,900 円 (171,900 円)
	固定資産税が軽減されたリース料総額	（参考）固定資産税軽減前のリース料総額															
リース料総額	23,085,900 円 (11,585,900 円)	23,171,900 円 (11,671,900 円)															
うち物件金額	20,000,000 円 (10,000,000 円)	20,000,000 円 (10,000,000 円)															
金利・保険料等	3,000,000 円 (1,500,000 円)	3,000,000 円 (1,500,000 円)															
固定資産税	85,900 円 (85,900 円)	171,900 円 (171,900 円)															
14	工業会の証明書が発行されたものの、対象設備の要件に合致しない場合があるのか。	■工業会の証明書は、対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件（「一定期間内に販売」、「生産性1%向上」）を証明するものであり、特例措置の適用を受けるためにはその他の要件もありますのでご注意ください。															

【軽減計算書】

No.	質問	回答												
15	軽減計算書に記載された取得(予定)年月と検収年月に相違があった場合に、軽減計算書を再発行する必要があるのか。	■軽減計算書を再発行する必要はありません。 ■なお、検収年月日が認定を受ける前の年月日となる場合は、特例措置の適用を受けることができません。												
16	軽減計算書に記載された軽減後の固定資産税額と実際に市町村に納税する固定資産税額に相違が生じる場合がある。この場合、軽減計算書を再発行する必要があるのか。	■軽減計算書を再発行する必要はありません。 リース会社は、市町村が算出した税額に基づき、固定資産税を納税します。												
17	一つのリース契約で複数物件のリースをする場合、軽減計算書はどのように記載すればよいか教えていただきたい。 ①複数物件のすべてが対象設備の場合 ②対象設備以外の設備が含まれている場合	■以下により、軽減計算書を作成してください。 ①複数物件すべてが対象設備の場合 ・軽減計算書は一括して作成してください。物件ごとに軽減計算書を作成する必要はありません。 ・複数物件の法定耐用年数が異なる場合も、軽減計算書を一括して作成して差支えありません。 ・複数物件の法定耐用年数が異なる場合は、「固定資産税計算シート」(複数物件用)を用いて、固定資産税額を算出し、当協会宛に軽減計算書を送付する際に、上記算出に用いた「固定資産税計算シート」(複数物件用)を印字して添付してください。 ・法定耐用年数が同一の複数物件について、「固定資産税計算シート」(複数物件用)により固定資産税額を算出した場合は、その「固定資産税計算シート」(複数物件用)を印字して添付してください。 ＊ 市町村に固定資産税を申告する際は、対象設備の法定耐用年数ごとに申告する必要があります。 ・軽減計算書の法定耐用年数欄に以下の記載をしてください。 <table><tr><td>導入設備の名称</td><td>電子計算機、冷凍冷蔵ショーケース</td></tr><tr><td>法定耐用年数</td><td>4年、6年 (リース期間5年)</td></tr><tr><td>取得(予定)年月</td><td>2021年4月</td></tr></table> ②対象設備以外の設備が含まれている場合 ・以下を参考として軽減計算書を作成してください。 設例：①機械及び装置(特例措置対象) 10,000,000円 ②機械及び装置(特例措置対象外) 10,000,000円 の場合 <table><tr><td></td><td>固定資産税が軽減されたリース料総額</td><td>(参考) 固定資産税軽減前のリース料総額</td></tr><tr><td>リース料総額</td><td>23,257,800円 (11,585,900円)</td><td>23,343,800円 (11,671,900円)</td></tr></table>	導入設備の名称	電子計算機、冷凍冷蔵ショーケース	法定耐用年数	4年、6年 (リース期間5年)	取得(予定)年月	2021年4月		固定資産税が軽減されたリース料総額	(参考) 固定資産税軽減前のリース料総額	リース料総額	23,257,800円 (11,585,900円)	23,343,800円 (11,671,900円)
導入設備の名称	電子計算機、冷凍冷蔵ショーケース													
法定耐用年数	4年、6年 (リース期間5年)													
取得(予定)年月	2021年4月													
	固定資産税が軽減されたリース料総額	(参考) 固定資産税軽減前のリース料総額												
リース料総額	23,257,800円 (11,585,900円)	23,343,800円 (11,671,900円)												

		<table border="1"> <tr> <td>うち物件金額</td><td>20,000,000 円 (10,000,000 円)</td><td>20,000,000 円 (10,000,000 円)</td></tr> <tr> <td>金利・保険料等</td><td>3,000,000 円 (1,500,000 円)</td><td>3,000,000 円 (1,500,000 円)</td></tr> <tr> <td>固定資産税</td><td>257,800 円 (85,900 円)</td><td>343,800 円 (171,900 円)</td></tr> </table> * () 内は固定資産税特例措置の対象となる機械及び装置に係る金額を表します。 ↑ 軽減計算書に*部分の記載を追加してください。	うち物件金額	20,000,000 円 (10,000,000 円)	20,000,000 円 (10,000,000 円)	金利・保険料等	3,000,000 円 (1,500,000 円)	3,000,000 円 (1,500,000 円)	固定資産税	257,800 円 (85,900 円)	343,800 円 (171,900 円)
うち物件金額	20,000,000 円 (10,000,000 円)	20,000,000 円 (10,000,000 円)									
金利・保険料等	3,000,000 円 (1,500,000 円)	3,000,000 円 (1,500,000 円)									
固定資産税	257,800 円 (85,900 円)	343,800 円 (171,900 円)									
18	リース料の見積金額の変更等により、軽減計算書の発行を再依頼する場合、手数料は生じるのか。	■確認の都度、手数料が発生します。									
19	「軽減計算書の調査及び確認申請書」の4.「導入する機械及び装置は、販売開始から 10 年以内かつ旧モデル比で生産性が 1%以上向上するものである。」の確認をどのように行えばよいか。	■工業会証明書により確認します。									
20	リース料見積書またはリース契約書に記載する物件名について、「〇〇一式」と表記してよいか。	■リース見積書において、固定資産税特例措置の対象設備について、「〇〇一式」と表記することは差支えありません。									
21	リース料見積書の写しまたはリース契約書の写しに、物件明細書を添付する必要があるか。	■軽減計算書の確認時に、物件明細書を添付する必要はありません。									

【申告・納税】

No.	質問	回答
22	市町村に対して、固定資産の申告をする際に、どのような手続きが必要か教えていただきたい。	■「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申請書（届出書）」に以下の書類を添えて、固定資産の申告をします。 (1)「リース契約書」の写し (2)「様式第 1 固定資産税軽減計算書（調査要領）」の写し (3)「工業会証明書」の写し (4)「認定書・申請書」の写し ※上記の(1)～(4)の書類は、初年度の申告の際にのみ添付し、2 年度以降の申告の際には、添付不要となります。
23	軽減計算書に記載された軽減後の固定資産税額と実際に市町村に納税する固定資産税額に相違が生じる場合がある。この場合の納税額を教えてください。	■軽減計算書は標準税率（1.4%）を用いて算定しており、リース会社は市町村の課税決定に従い納税します。

【その他】

No.	質問	回答
24	国税の投資減税（中小企業経営強化税制等）や補助金制度と併用することができるのか。	■ 固定資産税の特例措置と国税の投資減税制度や補助金制度は、それぞれの制度の要件が合致すれば併用できます。
25	労働生産性の算出に際して、減価償却費に「ファイナンス・リース取引のリース料」を含めて算出してよいか。	■ 労働生産性は以下により算出します。 $\text{労働生産性} = \frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$ （労働者数または労働者 1 人当たりの年間就業時間） ■ 減価償却費に、ファイナンス・リース取引のリース料を含めて算出することができます（賃貸借処理をしている場合も、法人税法施行令第 131 条の 2 の規定の趣旨により上記計算の「償却費」として含めることができます。
26	2021 年度に先端設備等導入計画の認定を受けた企業が、2022 年度以降、新たに対象設備を導入した場合、当該対象設備についても特例措置の適用が受けられるのか。	■ 特例措置の対象となる設備は、認定を受けた「先端設備等導入計画」に記載された設備に限られます。 ■ 「先端設備等導入計画」に記載がない設備について、特例措置を受けようとする場合は、当該設備を導入する前に、認定の変更申請をする必要があります。
27	固定資産税特例措置の適用を受けた設備の設置場所が変更された場合の取扱いを教えてください。 ①特例措置の適用市町村（A 市）から特例措置の適用市町村（B 市）に設置場所を変更 ②特例措置の適用市町村（A 市）から特例措置が講じられていない他市（C 市）に設置場所を変更 ③特例措置が講じられていない市町村（C 市）から特例措置の適用市町村（A 市）に設置場所を変更	■ 先端設備等導入計画に関する固定資産税の特例措置は、設備を導入する前に、設備を設置する市町村（導入促進基本計画策定）の認定を受ける必要があります。 ①設備導入後のため、B 市に認定申請できません。 ②設備導入後であり、かつ、C 市は導入促進基本計画を策定していないので、C 市に認定申請できません。 ③設備導入後のため、A 市に認定申請できません。 ■ 特例措置の適用関係は、賦課期日である 1 月 1 日時点における設備の所在地で適用の可否が判断されます。
28	一つのリース契約に器具及び備品等の複数物件が含まれている場合、どのように固定資産税の軽減額を算出すればよいか。	■ 「固定資産税計算シート（複数物件用）」を用いて算出してください。
29	固定資産税軽減計算書について、リース事業協会の確認印を得た後に、原本を紛失した場合、紛失したものと同一内容で固定資産税軽減計算書を再作成すれば、あらためて確認をしてもらえるのか。	■ 固定資産税軽減計算書を再作成して、協会事務局にお送りください。内容が同一であることを確認して、あらためて確認印を押印します。軽減計算書に記載されている確認番号をお知らせください。

30	転リースは固定資産税特例措置の対象となるか。	■以下のケースの場合、リース会社Bは、設備の所有者ではなく、固定資産税の申告・納付をしないため、固定資産税の特例措置を受けることができません。また、リース会社Aについても、リース会社Aのリース先は、リース会社Bであり、リース会社Bは認定を受けていないことから、固定資産税の特例措置の適用はありません。 (固定資産税納付) リース会社A → リース会社B → 中小事業者等 リース リース
31	リース見積書の写し又はリース契約書の写しに物件金額の記載がない場合はどうすればよいか。	■固定資産税軽減計算書の記載内容が確認できないので、物件の取得価額が記載されている書類（サプライヤーの見積書等）を提出してください。
32	固定資産税軽減計算書の「導入設備の名称」は「〇〇設備」ではなく、設備の詳細な名称を記す必要はあるか。	■「〇〇設備」（耐用年数表の設備の種類名）の記載で問題ありません。

【新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（2020年4月）により講じられた措置】

No.	質問	回答
33	事業用家屋又は構築物を対象としたファイナンス・リース取引に係る固定資産税軽減計算書を作成する際の留意点を教えてほしい。	■固定資産税軽減計算書を作成する前に当協会まで問い合わせをしてください。

以上

先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置の調査要領

2018 年 5 月 14 日
最終改正 2021 年 7 月 12 日
公益社団法人リース事業協会

修正部分・赤字

1. 目的

先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置の調査要領（以下、「調査要領」という。）は、先端設備等導入計画に基づき、ユーザーがファイナンス・リースで導入した設備について、地方税法附則第 64 条に定める固定資産税特例措置の適用を受けるために必要な固定資産税軽減計算書の調査及び確認に必要な事項を定めることにより、リース会社における適正な固定資産税の納付の推進及び公正かつ自由な経済活動促進のための税制の確立に寄与することを目的とする。

2. 定義

この調査要領で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

（1）ファイナンス・リース

法人税法第 64 条の 2 第 3 項に定めるリース取引のことをいう。

（2）対象設備

先端整備等導入計画に基づき導入する設備であって、地方税法附則第 64 条の適用を受けることができる設備のことをいう。

（3）会員会社

ファイナンス・リースにより対象設備をユーザーに対して賃貸する事業者（賃貸を予定している事業者を含む。以下同じ。）であり、当協会の正会員又は賛助会員である者をいう。

（4）非会員会社

ファイナンス・リースにより対象設備をユーザーに対して賃貸する事業者であり、当協会の正会員又は賛助会員でない者をいう。

（5）ユーザー

地方税法附則第 64 条に定める中小事業者等に該当する事業者であり、会員会社又は非会員会社からファイナンス・リースにより対象設備を賃借する事業者（賃借を予定している事業者を含む。以下同じ。）のことをいう。

（6）固定資産税軽減計算書

地方税法附則第 64 条の規定により固定資産税が軽減される旨及びリース料総額等が記載された書面（様式第 1）のことをいう。

（7）軽減計算書の調査及び確認

固定資産税軽減計算書（以下、「軽減計算書」という。）の記載内容について、当協会が調査及び確認することをいう。

3. 事前届出

軽減計算書の調査及び確認を希望する会員会社は、軽減計算書を発行する前までに、当協会に対し、届出書（様式第 2）により必要な事項等を届け出るものとし、当該届出に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書（様式第 2-2）を当協会に届け出るものとする。

ただし、「生産性向上特別措置法に基づく固定資産税特例措置」又は「中小企業経営強化法に基づく固定資産税特例措置の調査要領」の届出書を提出している会員会社は、この調査要領に基づく事前届出があったものとみなして、届出書（様式第 2）の提出は不要とする。

4. 軽減計算書の調査及び確認

（1）会員会社

上記 3. により届出を行った会員会社は、ユーザーに軽減計算書を発行する場合、あらかじめ当協会に対し、軽減計算書 2 通にリース料見積書の写し又はリース契約書の写し、軽減計算書の調査及び確認申請書（様式第 3-1）を添えて、当該軽減計算書の内容の調査及び確認を求めなければならない。

当協会は、当該軽減計算書の内容を調査及び確認した後、当該軽減計算書に確認番号を記載するとともに確認印を押印し、会員会社に対して当該軽減計算書を返送するとともに、リース料見積書の写し又はリース契約書の写しを保管する。

軽減計算書の調査及び確認スケジュールは、概ね以下により行うこととする。

①正会員

軽減計算書等の受領日	軽減計算書の返送日
毎月 10 日までの受領分	確認後、当月 20 日頃までに返送
毎月 20 日までの受領分	確認後、当月末日頃までに返送
毎月末日までの受領分	確認後、翌月 10 日頃までに返送

* 受領日（毎月 10 日、20 日、末日）が休日の場合は、その日の前の平日とする。

②賛助会員

軽減計算書等の受領日	軽減計算書の返送日
毎月 15 日までの受領分	確認後、当月末日頃までに返送
毎月末日までの受領分	確認後、翌月 15 日頃までに返送

* 受領日（毎月 15 日、末日）が休日の場合は、その日の前の平日とする。

（2）非会員会社

軽減計算書の調査及び確認を希望する非会員会社は、ユーザーに軽減計算書を発行する場合、あらかじめ当協会に対し、軽減計算書 2 通にリース料見積書の写し又はリース契約書の写し、軽減計算書の調査及び確認申請書（様式第 3-2）及び以下の①から⑦までの書類（以下、「申請書添付書類」という。）を添えて、当該軽減計算書の内容の調査及び確認を求めなければならない。

ただし、当該非会員会社が会員会社の子会社の場合又は 2 回目以降の申請の場合（中小企業等経営強化法に基づく特例措置を含む。）は、一部書類の添付を省略することができる。

＜申請書添付書類＞

①定款	②登記事項証明書（全部事項証明かつ履歴事項証明）
③過去３期分の計算書類及び事業報告書	④全役員の略歴書 ⑤固定資産税納税証明書
⑥リース契約書及び注文書・注文請書の様式	⑦その他当協会が必要と認める書類

当協会は、当該軽減計算書の内容を調査及び確認した後、当該軽減計算書に確認番号を記載するとともに確認印を押印し、手数料の支払いを確認した後、当該非会員会社に対して当該軽減計算書を返送するとともに、リース料見積書の写し又はリース契約書の写し、申請書添付書類を保管する。

ただし、当該非会員会社について、リース事業及び固定資産税の申告・納付が適正に行われていない等の事由が認められる場合は、当該非会員会社の軽減計算書の調査及び確認を拒むことができる。この場合において、手数料の返金は行わないものとする。

軽減計算書の調査及び確認スケジュールは、概ね以下により行うこととする。

軽減計算書等の受領日	軽減計算書の返送日
毎月 15 日までの受領分	当月末日頃までに手数料の請求書を送付、当該手数料の入金確認後、15 日以内に返送
毎月末日までの受領分	翌月 15 日頃までに手数料の請求書を送付、当該手数料の入金確認後、15 日以内に返送

* 受領日（毎月 15 日、末日）が休日の場合は、その日の前の平日とする。

５．軽減計算書の再提出

当協会は、軽減計算書の内容に不備があると認めた場合は、当該軽減計算書を作成した会員会社又は非会員会社（以下、「会員会社等」という。）に対し、当該軽減計算書の再提出を求めることができる。この場合、当該会員会社等は、当協会に対し、当該軽減計算書を補正して再提出しなければならない。

６．手数料

会員会社等は、以下の手数料を当協会に支払うものとする。

種別	軽減計算書 1 件(2 通) 当たりの手数料 (消費税等額含む)	支払時期
正会員	500 円	4 月から 9 月までの調査及び確認分：11 月末日まで 10 月から翌年 3 月までの調査及び確認分：5 月末日まで
賛助会員	1,200 円	
非会員	5,000 円	調査及び確認の申請ごと

７．虚偽記載の禁止

会員会社等は、軽減計算書に虚偽の記載をしてはならない。

軽減計算書に虚偽の記載があることが判明した場合、当協会は当該軽減計算書の確認を取り消すと同時に、当該軽減計算書を発行した会員会社等からの軽減計算書の調査及び確認の申請を拒むことができる。また、確認を取り消した軽減計算書に係る手数料の返金は行わないものとする。

8. その他

(1) 調査要領の施行時期

本調査要領は、2021 年 7 月 12 日から施行する。

(2) 調査研究の実施

当協会は、会員会社等から提出を受けた軽減計算書及びリース料見積書の写し等の添付書類に基づき、公正かつ自由な経済活動の促進の税制の確立のために調査研究を行い、その結果を公表する。

当協会は、この調査研究に際して、計数的に分析を行うこととし、個別取引は公表しないものとする。

会員会社等は、当協会に提出する軽減計算書及びリース料見積書の写し等の添付書類について、当協会の調査研究に用いることを予め承諾するものとする。

(3) 機密保持

軽減計算書の調査及び確認の事務に携わる事務局職員は、官公署からの照会があった場合を除き、その事務によって知り得た情報を第三者に提供してはならない。

(4) 確認記録の保存・廃棄

当協会は、上記 4. により軽減計算書を調査及び確認した場合は、軽減計算書調査及び確認記録簿（様式第 4）にその旨を記録するとともに、当該軽減計算書の写し等の書類を添えて、調査及び確認日から 10 年間保存し、保存期間を経過した書類について、適正かつ確実に廃棄しなければならない。

(5) 調査要領の改正等

調査要領を改正する場合は、会計税制委員会で審議する。

また、調査要領の実施に必要な事項は、「先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置の手引き」に定める。

以上

**先端設備等
導入計画適用**

注：1 件当たり 2 通作成 ユーザー用・リース会社用

固定資産税軽減計算書

年 月 日

(設備利用者) (株) ●●●
代表者

印

(リース会社) □□□リース (株)
代表者

印

地方税法附則第 64 条の規定に基づき、リース契約期間中のうち当初 3 年度分の固定資産税の課税標準が零に軽減されますので、当該軽減分について、下記の通りリース料総額から控除し計算します。

記

	固定資産税が軽減された リース料総額	(参考) 固定資産税軽減前の リース料総額
リース料総額	11,590,300 円	11,873,400 円
うち物件金額	10,000,000 円	10,000,000 円
金利・保険料等	1,500,000 円	1,500,000 円
固定資産税	90,300 円	373,400 円

(備考)

導入設備の名称	〇〇設備
法定耐用年数 (リース期間)	8 年 (5 年リース)
取得予定年月	〇〇年〇月
設置市町村名	都・道・府・県 市町村

*1 本証明書はリース契約が終了するまで保存してください。

*2 上記固定資産税の額は、以下の前提条件によって算出しています。

- ① 物件価額はメーカーが発行した見積書に記載された金額を使用しています。
- ② 固定資産税の額は、各自治体の税率にかかわらず、便宜的に地方税法第 350 条に定める標準税率 (1.4%) に基づき計算しています。
- ③ 固定資産税はリース期間中の総額を表します。

上記内容の確認印

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名	_____
(会員コード	_____)

代表者氏名	_____	印
-------	-------	---

事前届出書

当社は、地方税法附則に基づく固定資産税特例措置の適用を受けるに際し、ユーザーに提示するリース料について、当該特例措置による固定資産税軽減分を適正に反映するとともに、先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置の調査要領等を遵守して固定資産税軽減計算書を発行します。

併せまして、固定資産税軽減計算書に関する責任者を下記のとおり届け出ます。

記

<責任者>

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス
住所（本社住所と異なる場合のみ記載）	

※上記責任者に対し、当協会事務局から固定資産税軽減計算書の内容の照会等を行うとともに、確認後の軽減計算書等の関係書類を送付する。

以上

様式第 2-2 変更届出書（会員会社用）

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名
(会員コード)

変更届出書

固定資産税軽減計算書に関する責任者を下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

<変更後の責任者>

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス
住所（本社住所と異なる場合のみ記載）	

以上

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名
(会員コード)

軽減計算書の調査及び確認申請書

下記のとおり軽減計算書を作成しましたので、調査及び確認くださいますようお願い致します。

記

作成件数	件
------	---

<確認項目> * 軽減計算書を協会宛に送付する前に、以下の項目を必ず確認してください。

項目	確認欄																					
1. 本申請書に添付する書類に記載漏れ又は不足がないか。 ＜添付書類＞ ①軽減計算書 1件当たり2通（ユーザー用・リース会社用） ②リース料見積書の写し又はリース契約書の写し （※）耐用年数が異なる複数設備が同一のリース契約は固定資産税計算シートを提出。																						
2. 軽減計算書の固定資産税額は、固定資産税計算シート＊により算出した。 ＊固定資産税計算シートは当協会が作成、標準税率（1.4％）に基づき、軽減前の固定資産税額と軽減後の固定資産税額を算出できるエクセルファイルを表す。																						
3. 対象設備の設置場所となる市町村は、先端設備等の導入計画の認定をしており、当該市町村における固定資産税の特例措置の内容を確認した。																						
4. 軽減計算書の対象設備は、以下の要件にすべて合致している。 ①日本国内に設置され、ユーザー（予定者含む）が先端設備等導入計画に基づき導入する対象設備である。 ②事業の用に供されたことのないもの（新品）である。 ③導入する対象設備は、旧モデル比で生産性が1％以上向上するものである。 ④対象設備は以下の要件を満たすものであり、生産・販売活動等の用に直接供されるものである。																						
<table><tr><th>種類</th><th>販売開始時期</th><th>金額要件（消費税抜）</th></tr><tr><td>1) 機械・装置</td><td>10 年以内</td><td>160 万円以上</td></tr><tr><td>2) 測定工具・検査工具</td><td>5 年以内</td><td>30 万円以上</td></tr><tr><td>3) 器具・備品</td><td>6 年以内</td><td>30 万円以上</td></tr><tr><td>4) 建物附属設備</td><td>14 年以内</td><td>60 万円以上</td></tr><tr><td>5) 構築物</td><td>14 年以内</td><td>120 万円以上</td></tr><tr><td>6) 事業用家屋＊</td><td>—</td><td>120 万円以上</td></tr></table>		種類	販売開始時期	金額要件（消費税抜）	1) 機械・装置	10 年以内	160 万円以上	2) 測定工具・検査工具	5 年以内	30 万円以上	3) 器具・備品	6 年以内	30 万円以上	4) 建物附属設備	14 年以内	60 万円以上	5) 構築物	14 年以内	120 万円以上	6) 事業用家屋＊	—	120 万円以上
種類	販売開始時期	金額要件（消費税抜）																				
1) 機械・装置	10 年以内	160 万円以上																				
2) 測定工具・検査工具	5 年以内	30 万円以上																				
3) 器具・備品	6 年以内	30 万円以上																				
4) 建物附属設備	14 年以内	60 万円以上																				
5) 構築物	14 年以内	120 万円以上																				
6) 事業用家屋＊	—	120 万円以上																				
＊6)の設備は、1)～5)の設備を導入する場合であって、1)～5)の取得価額の合計額が300万円以上となる場合に特例措置の適用を受けることができます。																						

※ 1 確認後、確認欄に○印を付してください。

※ 2 当分の間は、改正前の様式で作成しても差し支えありません。

<責任者氏名>

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス

**先端設備等
導入計画適用**

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会社名
(法人番号)

代表者氏名
印

軽減計算書の調査及び確認申請書

当社は、地方税法附則第 64 条による固定資産税特例措置の適用を受けるに際し、ユーザーに提示するリース料について、特例措置による固定資産税軽減分を適正に反映することを誓約するとともに、貴協会の先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置の調査要領を遵守して固定資産税軽減計算書を発行しますので、調査及び確認くださいますようお願い致します。

軽減計算書の調査及び確認を受けるに際して、貴協会に対し、別紙及び添付書類により当社の概況をお届けするとともに、当社及びすべての役員並びに主要株主が下記の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

記

<反社会的勢力の定義>

- ◆暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）及び次の各号のいずれかに該当する者。
1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

軽減計算書の作成件数	件
------------	---

<確認項目> *軽減計算書を協会宛に送付する前に、以下の項目を必ず確認してください。

項目	確認欄
1. 本申請書に添付する書類に記載漏れ又は不足がないか。 <添付書類> ①軽減計算書 1件当たり2通（ユーザー用・リース会社用） ②リース料見積書の写し又はリース契約書の写し （※）耐用年数が異なる複数設備が同一のリース契約は固定資産税計算シートを提出。	
2. 軽減計算書の固定資産税額は、固定資産税計算シート*により算出した。 * 固定資産税計算シートは当協会が作成、標準税率（1.4%）に基づき、軽減前の固定資産税額と軽減後の固定資産税額を算出できるエクセルファイルを表す。	
3. 対象設備の設置場所となる市町村は、先端設備等の導入計画の認定をしており、当該市町村における固定資産税の特例措置の内容を確認した。	

4. 軽減計算書の対象設備は、以下の要件にすべて合致している。

- ① 日本国内に設置され、ユーザー（予定者含む）が先端設備等導入計画に基づき導入する対象設備である。
- ② 事業の用に供されたことのないもの（新品）である。
- ③ 導入する対象設備は、旧モデル比で生産性が1%以上向上するものである。
- ④ 対象設備は以下の要件を満たすものであり、生産・販売活動等の用に直接供されるものである。

種類	販売開始時期	金額要件（消費税抜）
1) 機械・装置	10 年以内	160 万円以上
2) 測定工具・検査工具	5 年以内	30 万円以上
3) 器具・備品	6 年以内	30 万円以上
4) 建物附属設備	14 年以内	60 万円以上
5) 構築物	14 年以内	120 万円以上
6) 事業用家屋 *	—	120 万円以上

* 6) の設備は、1)～5) の設備を導入する場合であって、1)～5) の取得価額の合計額が 300 万円以上となる場合に特例措置の適用を受けることができます。

※ 1 確認後、確認欄に○印を付してください。

※ 2 当分の間は、改正前の様式で作成しても差し支えありません。

<担当者氏名>

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス

※ 上記担当者に対し、当協会から固定資産税軽減計算書の内容の照会等を行うとともに、調査及び確認後の軽減計算書等の関係書類を送付する。

申請者の概要

年 月 日作成

会社名				
住 所 (本社・本部の所在地)	〒 -	TEL.	- -	
		FAX.	- -	
関係書類の送付先が 本社住所と異なる場 合のみ記載	(関係書類送付先住所)			
設立年月日及び リース事業の開始年 月日	設立年月日	年 月 日	リース事業の 開始年月日	年 月 日
従 業 員 数	人 (うちリース事業部門 人)			
資本金・株式数	資本金	百万円	発行済株式数	千株
主要株主				
最近 3 年間の リース事業実績	()年度 (/ ~ /)	()年度 (/ ~ /)	()年度 (/ ~ /)	
リース料収入	百万円	百万円	百万円	
リース取扱高	百万円	百万円	百万円	
リース債権残高	百万円	百万円	百万円	
リース投資資産残高	百万円	百万円	百万円	
賃貸資産残高	百万円	百万円	百万円	
主要資金調達先 (上位 3 金融機関等)				
償却資産に係る固定 資産税の納税先 (上位 3 自治体)				

<添付書類>

- ①定款
- ②登記事項証明書（全部事項証明かつ履歴事項証明）
- ③過去 3 期分の計算書類（決算書）及び事業報告書
- ④すべての役員の略歴書
- ⑤固定資産税納税証明書
- ⑥リース契約書及び注文書・注文請書の様式
- ⑦その他当協会が必要と認める書類

様式第 4 軽減計算書の調査及び確認記録簿

[illegible]

* 確認番号は「西暦・確認日の属する月・番号」の10桁の数値を付す

先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置：固定資産税計算シート
(2021年7月12日版)

① 物件取得価額	¥10,000,000	← 消費税等額を除いた金額を入力してください。
② 法定耐用年数	8 年	← 法定耐用年数を入力してください。
③ リース期間	5 年	← リース期間(年)を入力してください(最大20年まで)。
④ 税率	1.40%	※税率は標準税率を使用 (数値を変更しないでください)
⑤ 課税標準の 軽減率	0.000	← 3年度分の課税標準を「ゼロ」としていますが、市町村が定める割合が「ゼロ」と異なる場合は数値を入力してください。 (例) 1/2 の場合 : 0.500
⑥ 固定資産税額 (軽減前)	¥373,400	※自動計算 (数値等を入力しないでください)
⑦ 固定資産税額 (軽減後)	¥90,300	※自動計算 (数値等を入力しないでください)

(留意事項)

- ①物件取得価額は、メーカー(サプライヤー)の対象設備に係る見積金額(消費税等額除く)を入力してください。
- ②法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の年数を入力してください。
- ③リース期間は、最大20年まで入力できます。20年超となる場合、年単位未満の端数(例:4.5年)が生じる場合は、事務局までお問い合わせください。
- ④地方税法第350条に定める標準税率(1.4%)を使用します。地方自治体が標準税率を超える税率を採用している場合、地方自治体への納税額はこの計算シートで算出された固定資産税額と異なります。
- ⑥・⑦は、①～③に基づき減価残存率表により算出(1,000円未満切り捨て)、固定資産税額は100円未満を切り捨てて算出しています。

*** 入力フォーム以外のシートの数値を変更しないでください。**

先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置：固定資産税計算シート
(複数物件用)

合計金額等		①	②	③	④	⑤
設備の種類		選択してください				
細目		選択してください				
物件取得価額		¥10,000,000				
① 物件取得価額	¥50,000,000	¥10,000,000				
法定耐用年数		3年	4年	5年	4年	5年
② 法定耐用年数		法定耐用年数を入力してください。				
リース期間		7年	7年	7年	7年	7年
③ リース期間		リース期間(年)を入力してください (最大20年まで)。				
税率		1.40%	1.40%	1.40%	1.40%	1.40%
④ 税率		※標準税率を使用 (数値を変更しないでください)				
課税標準の軽減率		0.000	0.000	0.000	0.000	0.100
⑤ 課税標準の軽減率						
固定資産税額(軽減前)		¥203,100	¥249,500	¥296,500	¥249,500	¥296,500
⑥ 固定資産税額(軽減前)	¥1,295,100	※自動計算 (数値を入力しないでください)				
固定資産税額(軽減後)		¥31,200	¥44,300	¥65,100	¥44,300	¥88,100
⑦ 固定資産税額(軽減後)	¥273,000	※自動計算 (数値を入力しないでください)				

(留意事項)

① 物件取得価額は、メーカー(サプライヤー)の対象設備に係る見積金額(消費税等額除く)を入力してください。

② 法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の「附表第2 機械及び装置の耐用年数表」の年数を入力してください。

③ リース期間は、最大20年まで入力できます。20年超となる場合、年単位未満の端数(例: 4.5年)が生じる場合は、事務局までお問い合わせください。

④ 地方税法第350条に定める標準税率(1.4%)を使用します。地方自治体が標準税率を超える税率を採用している場合、地方自治体への納税額はこの計算シートで算出された固定資産税額と異なります。

⑤ 3年度分の課税標準を「ゼロ」としていますが、市町村が定める割合が「ゼロ」と異なる場合は数値を入力してください。

⑥・⑦ 課税標準は、①～③に基づき減価償却率表により算出(1,000円未満切り捨て)、固定資産税額は100円未満を切り捨てて算出しています。

* 入力フォーム以外のシートの数値を変更しないでください。